

公益財団法人東京タクシーセンター一般競争入札執行要領

(趣旨)

第1条 公益財団法人東京タクシーセンター経理規程第47条に規定する一般競争入札契約に係る入札の執行については、経理規程その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(参加資格)

第2条 入札に参加する者の資格は、予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

2. 前項に定めるもののほか、必要な参加資格は、専務理事が別に定めることができる。

(予定価格)

第3条 契約に係る事項を所管する課の長（以下「主管課長」という。）は、その競争入札に付する事項について仕様書、設計書等を契約担当者に提出するものとする。

2. 契約担当者は、前項により提出された仕様書、設計書等を基に予定価格調書を作成する。

3. 予定価格は、専務理事が決定することとする。

4. 予定価格は秘扱いとし、封書にして金庫等に確実な方法で保管しなければならない。

(入札の公示)

第4条 契約担当者は、入札参加に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公示するものとする。

2. 公示は「一般競争入札公示」により掲示板及びセンターホームページで行うものとする。

(入札参加)

第5条 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、「一般競争入札参加申請書」（1号様式）及び「一般競争参加資格審査申請書」（2号様式）を入札の公示で指定する期限までに総務部経理課に提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

(入札の準備)

第6条 契約担当者は、入札の執行が適正に行われるような場所を選定するとともに、入札執行者側と入札参加者側の配置について、十分配慮するものとする。

2. 契約担当者は、入札に先立ち、当該入札に付する予定価格の封書、くじその他入札執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札)

第7条 契約担当者は、所定の時刻になったときは、開始を告げ入札参加者を入室させ、入札件名等を読み上げるものとする。

2. 入札は、「入札書」（3号様式）に必要事項を記載させ、記名押印の上、封書にして、入札箱に入れさせなければならない。

3. 入札に参加する者が1者となったときには入札を取り止めるものとする。

4. 天災、地変等により入札執行が困難なとき、不正な行為等により入札が適正に行われぬおそれのあるとき、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期又は取り止めるこ

とができる。

(入札の辞退)

第8条 入札参加者が入札を辞退する旨を申し出た場合は、次の各号に掲げるところにより取扱うものとする。

- (1) 入札執行前であっても、入札辞退届を提出させる。
- (2) 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させる。

(入札書の書替等の禁止)

第9条 契約担当者は、入札参加者がいったん提出した入札書の書替え、引換え又は撤回をさせてはならない。

(開札)

第10条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札者の立会いのもとに行わなければならない。

2. 入札者が立会いわないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。
3. 契約担当者は、開札を宣した上、直ちに入札書を開封し、入札書の記入事項等の内容を確認し、入札結果表に記載しなければならない。
4. 契約担当者は、予定価格の封書を開封し、入札価格との対比を行わなければならない。

(入札の無効)

第11条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札者の資格、入札に関する条件に違反したとき
- (2) 入札者が不正の利益を得るために連合して入札したとき
- (3) 入札に際し、不正の行為があったとき
- (4) 同一人が同一事項について2以上の入札をしたとき
- (5) 入札書の金額を加除訂正したとき
- (6) 入札書に記名を欠いたとき
- (7) 入札書が誤字、脱字等で意思表示が不明確なとき

(再度入札)

第12条 契約担当者は、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者がいないときは、直ちに再度入札を行うことができる。この場合、最低の入札価格を公表する。

2. 再度入札は、2回限りとする。
3. 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者に限る。ただし、前回の入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

(入札不調時の取扱い)

第13条 契約担当者は、再度入札の入札者が1人になったとき、又は再度入札を行い落札者がいないときは、随意契約とすることができるものとする。

2. 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとし、希望者から見積書を提出させるものとする。

(落札)

第 14 条 契約担当者は、適正な入札で予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低入札価格を定めたものにあつては、その額を下回ってはならない。

2. 落札となるべき同値の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を定めるものとする。

3. 契約担当者は、落札者となる入札があつたときは、直ちに件名、全員の入札金額、入札者の氏名を宣言して、落札者を決定しなければならない。

(入札結果の公表)

第 15 条 契約担当者は、契約決定後、予定価格、入札結果、入札者の氏名をセンターホームページにおいて公開するものとする。ただし、落札に至らない事案については、この限りでない。

附則

(1) この要領は、平成 24 年 5 月 15 日から実施する。